

蒲郡市民病院土壌汚染状況調査（地歴調査）業務 仕様書

1 業務概要

（１）業務委託名

蒲郡市民病院土壌汚染状況調査（地歴調査）業務委託

（２）業務委託場所

蒲郡市平田町向田 1 番地 1

（３）業務委託期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日

（４）契約

蒲郡市契約規則による。

（５）業務の目的

本業務は(仮)蒲郡市民病院新棟等整備工事に必要となる土壌汚染状況調査（地歴調査）を実施することを目的とする。

なお、本業務において表層調査、深層調査は実施しない。

（６）準拠法令

次の法令及びガイドライン等に基づいて本業務を実施する。

- ① 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）（以下「法」という）
- ② 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号）
- ③ 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）（以下「規則」という）
- ④ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（環水大土発第 1903015 号平成 31 年 3 月 1 日、環水大土発第 2202212 号令和 4 年 3 月 24 日）
- ⑤ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版令和 4 年 8 月環境省水・大気環境局水環境課土壌環境室）（以下「ガイドライン」という）
- ⑥ 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号）（以下「条例」という）
- ⑦ 愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日規則第 87 号）

(7) 資格要件

- ① 受託者は、土壤汚染対策法（以下、法という）第3条第1項に規定する指定調査機関の登録を受けている者であること。
- ② 本業務における聴取調査（業務内容①イ）及び現地調査（業務内容①ウ）には、法第33条に規定する技術管理者が同行するものとする。
- ③ 過去3年間の「元請」での土壤汚染対策法に基づく調査実施件数が年平均20件以上あること。
- ④ 病床数200床以上の公共病院の土壤汚染対策法に基づく調査実績があること。

2 業務仕様

(1) 業務内容

「土壤汚染対策法」及び愛知県の「県民の生活環境の保全等に関する条例」に関して必要な地歴調査に関する届出に必要な調査及び報告書を作成する。

調査対象地について特定有害物質に係る使用等の履歴を確認し、土壤汚染のおそれの由来について把握する（地歴調査）。

地歴調査で把握した履歴をもとに、試料採取等対象物質及び区画を選定し、調査対象地を土壤汚染のおそれの区分ごとに分類したうえで、試料採取等調査の地点を示した図を作成する。

土壤汚染状況調査（地歴調査）の手順を以下に示す。

<土壤汚染状況調査（地歴調査）の手順>

① 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握（情報の入手・把握）

ア 資料調査

ガイドライン 2.3.1 に示される手順に沿って、調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報（私的資料、公的届出資料、一般公表資料）を入手・把握する（規則第3条第1項）。

なお、情報の入手・把握は以下の事項は必ず確認するものとし、可能な限り過去に遡って収集すること。

※ 公的届出資料は、「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について（事務連絡平成22年3月30日環境省水・大気環境局土壤環境課）」に掲げる行政手続きの例に習い、特に水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法、下水道法、クリーニング業法、消防法、毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法、電気事業法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律については、該当の有無も含めて確認すること。

- ※ 調査対象地の範囲を確定するための情報
- ※ 土地の用途及び地表高さの変更、地質に関する情報
- ※ 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報
- ※ 公有水面埋め立て地に関する情報

イ 聴取調査

調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するため、土地所有者・調査対象地の管理者などを対象に聴取調査を行うこと。聴取調査の対象者の選定は監督員と協議し、決定するものとする。

ウ 現地調査

資料調査・聴取調査結果と現況との整合を確認するとともに、資料調査等で把握できなかった土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報を入手すること。

② 試料採取等対象物質の種類の特定

資料調査・聴取調査・現地調査結果より、特定有害物質の試料採取等対象物質の種類の特定を行う（規則第3条第2項）。

③ 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査対象地を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類すること（規則第3条の2）。

- ・ 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ・ 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ・ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（上記以外の土地）

④ 試料採取等を行う区画の選定

土壌汚染状況調査の対象地に起点を設定し、適切に回転角度を定めた上で当該対象地を区画するとともに、統合する区画を設定する。（規則第4条）。

⑤ 試料採取等調査地点図の作成

土壌汚染のおそれの区分に従い、設定した区画に対する試料採取等調査の地点を示した図を特定有害物質の種類ごとに作成するものとする。

（2）土壌汚染状況調査（地歴調査）結果報告書

① 土壌汚染状況調査（地歴調査）結果報告書

成果品は紙媒体で作成する。なお、製本は簡易製本とし、提出部数は2部とする。

また、報告書が記録された電子媒体（CD 又は DVD）についても 1 枚提出すること。ファイル形式については、監督員の指示を受けること。

② その他

その他監督員が指示するもの。

（３）検査

- ① 受託者は、業務が完了したときは、蒲郡市民病院事務局新棟建設推進室の検査を受けなければならない。
- ② 受託者は、完了検査において手直しが必要な指摘事項があった場合は、誠意を持って速やかに対応しなければならない。

（４）その他の留意事項

- ① 敷地内及び建築物への出入や行動については、発注者に確認し、従うこと。
- ② 成果品の提出は、業務委託期間末日よりも余裕を持って提出できるよう努めること。
- ③ 業務の一部を再委託する場合は、監督員に書面を提出し、事前に承諾を得ること。
- ④ 受託者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはいけない。
- ⑤ 業務について疑問が生じたときは、監督員と協議を行い、業務の円滑な進捗を図ること。
- ⑥ この仕様書に明記されていない事項があるときは、別途協議するものとする。